



# ひらた行政だより

## 地震による一部損壊住宅の修理費用を補助します！

令和 4 年 3 月 16 日の地震で住宅が一部損壊した世帯に対し、日常生活に不可欠な部分を応急的に修理した場合の費用の一部を定額で補助します。



### 【対象世帯】以下の要件を満たす世帯

- ① 村から「り災証明書」を交付された方。
- ② 20 万円（消費税込み）以上の修繕工事を実施し、支払いを完了した方。

### 【修繕工事の範囲】

- ① 屋根等の基本部分
- ② ドア、窓等の外部に面した開口部
- ③ 上下水道等の配管・配線
- ④ トイレ、風呂等の衛生設備

※地震の被害と直接関係ある修繕のみが対象。

※内装に関するものは原則として対象外。

（壊れた床の修理と併せて畳等を補修する場合、壊れた壁とともに壁紙を補修する場合は、当該床、壁の部分に限り対象。）

※家電製品は対象外。

※応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要欠くことのできない部分及び日常生活に欠くことのできない破損箇所（土台、床、壁、窓、戸、天井、屋根等の如何を問わない。）に限られ、修理は屋根、壁、床などより緊急を要する部分から実施する。

### 【補助金の額】

修繕工事費 20 万円（消費税込み）以上の場合に、定額 10 万円

### 【必要となる書類】

- ・ 補助金支給申請書
- ・ 資力に関する申出書
- ・ り災証明書（コピー可）
- ・ 工事を実施したことを確認できる書類（契約書及び領収書等）
- ・ 工事前・施工中・完成後の写真（添付できない場合は、施工内容証明書）

※申請受付期限：令和 4 年 11 月 30 日（水）まで

税務課 ☎55-3113

（裏面へ続く）

毎週水曜日は午後七時まで窓口延長を実施しています。

# 就農相談会「ふくしま農業人フェア in 郡山」を開催します！

農業に興味がある、仕事にしてみたい、農業法人で働きたいと思っている方々の相談会を開催します。就農に関する制度や県中地域 12 市町村の支援策、農業法人の求人情報等が得られる機会ですので、興味がある方はぜひご参加ください。

- 日 時 11月20日（日）13時～16時30分  
(12時30分受付開始、16時受付終了)
- 場 所 ビッグパレットふくしま コンベンションホールA
- 参加費 無料
- 申込方法

専用フォーム <https://business.form-mailer.jp/fms/de6e2553178265>  
または電話で事前に申込みください。当日受付も可能です。



ふくこの事務局 株式会社ワールドスタッフィング ☎0120-03-0652

原油価格・物価高騰対応分地方創生臨時交付金  
「平田村物価高騰対策事業者支援事業」

新型コロナウイルス感染症が長期化する中で原油価格や物価高騰により更なる影響を受けている事業者を対象に、  
**基本額 3,000 円+雇用者 1 人当たり 3,000 円を乗じた額**を支給します。

雇用主の皆様へ

## 対象者

▼令和4年9月30日以前から村内に事業所を有し、下記のいずれかに該当しかつ雇用保険の適用対象となる労働者を雇い入れている事業者が対象です。(個人事業主も対象となります。)

|                |                                      |
|----------------|--------------------------------------|
| 中小企業者（個人農家を除く） | 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項          |
| 特定非営利活動法人      | 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項         |
| 医療法人           | 医療法（昭和23年法律第205号）第39条                |
| 社会福祉法人         | 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条               |
| 一般社団法人及び一般財団法人 | 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第49号）第2条 |

## 申請方法

▼令和4年12月12日までに、提出書類に必要事項をご記入のうえ、役場企画商工課に提出してください。

- ☐ 平田村物価高騰対策事業者支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ☐ 公共職業安定所長が交付する雇用保険事業所別被保険者台帳の写し
- ☐ 申請者名義の金融機関の預金通帳の写し



※申請書兼請求書は村ホームページからダウンロードするか役場でお受け取りください。

企画商工課 ☎55-3115

## 犬の放し飼いはやめましょう！🐕

最近、犬の放し飼いや散歩中のフンに関する苦情が寄せられています。飼い犬が道路や他人の所有地内を荒らしたりすることのないように、飼い主の方は責任を持って飼いましょう。飼い犬のフンは飼い主が責任をもって始末しましょう。

万が一、損害賠償等を請求された場合は、飼い主の責任を問われる場合もありますので、注意してください。

住民課 ☎55-3112